

誰もが、誰かの、
たからもの。

島根県教職員働き方改革プラン

(県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組)

令和8年3月
島根県教育委員会

目 次

巻頭 ～はじめに～	1
<u>I 教職員の働き方改革を進める目的 ～何のために働き方の見直しをするのか～</u>	2
<u>II 県教育委員会の取組</u>	3
<u>1. プランの策定について</u>	3
(1) プランの位置付け	
(2) プランの取組期間	
(3) プランの実施主体と役割	
(4) プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し	
<u>2. プラン達成に向けた数値目標</u>	4
(1) プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方	
(2) 具体的な数値目標	
<u>3. 県教育委員会が講じる措置</u>	6
(1) 引き続き講ずる措置	
(2) 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組	
(3) 県立学校における教職員の働き方改革を進めるための具体的な取組 ～ 将来にわたり持続可能な学校をつくる10の提案 ～	
<u>4. 各学校での取組</u>	11
(1) 管理職の取組	
(2) 校内の取組	
<u>III 市町村教育委員会への指導、助言その他援助</u>	16
<u>1. 市町村教育委員会に講ずることが期待される措置</u>	16
(1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等	
(2) 教育課程等の見直し	
(3) 時代の変化に応じた勤務制度設計、学校閉庁日の設定	
<u>2. 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組</u>	17
(1) 外部サポート人材	
(2) 外部委託に向けた取組	
(3) 校務DXの推進	
(4) 事務処理の効率化及び相互支援	
(5) 部活動の地域展開等の推進	
参考資料	20
(1) 教職員の時間外在校等時間に関する調査結果	
(2) 教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査結果	
(3) すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画 (島根県特定事業主行動計画(第2期))	

巻頭 ～はじめに～

島根県教育委員会では、教職員¹の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化による教育の質の向上等を図るため、「教職員の働き方改革プラン」（平成31年3月）を策定し、具体的取組を推進してきました。これまでの取組により、平成30年度には月65.1時間であった時間外在校等時間の全校種平均値が、令和6年度には33.5時間まで減少（48.5%減）、全校種で月45時間以内を達成しました。ただし、近年各校種とも減少幅は鈍化傾向にあり、年360時間以内とする目標は、特別支援学校を除いて、まだ達成されていない状況です。これには、いじめや不登校、特別な支援が必要な子どもの増加、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化していることが考えられます。

教職員が「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られるよう、一層の環境整備・制度構築を進めることはもちろんですが、それとともに、各学校の習慣・慣例を見直し、教職員一人ひとりが自分自身の働き方を見つめ直すタイミングに来ていると考えています。「子どものためであればどんな長時間勤務もよし」、という働き方の中で教職員が疲弊していくのであれば、結果として「子どものため」にはなりません。

島根県では、他の地域に誇れる島根の良さや魅力である「人のつながり、あたたかさ」を「誰もが、誰かの、たからもの。」として発信しています。家族に愛され、地域の人から大切にされて育つこと。子どもたち自身が、「自分が誰かのたからもの」であり、「誰もが自分のたからもの」であると思えるような教育を展開しています。しかし、これらは子どもたちに限った話ではなく、教職員、県民一人ひとりが「誰もが、誰かの、たからもの。」であります。

こうした状況を踏まえ、今後の働き方改革の方向性を示して、引き続き学校・家庭・地域・行政が連携・一体となった島根らしい魅力ある教育を推進し、子どもたちを育てていくために、これまでの「教職員の働き方改革プラン」を国が定める指針を踏まえた内容に改めた「島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組）」（以下「プラン」という。）を策定しました。

¹ 本プランによる教職員とは、島根県内の公立学校における校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習主任、実習助手、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び市町村立学校事務職員を指す。

I 教職員の働き方改革を進める目的 ～何のために働き方の見直しをするのか～

教職員を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」です。

教職員が、自らも学ぶ時間を確保しながら健康な状態で生き生きと子どもたちの教育に邁進できる、「働きやすさ」と「働きがい」を両立した勤務状況に改善するため、学校における働き方改革が急務となっています。

公立学校の教育職員には、いわゆる「超勤4項目²」以外の業務について時間外勤務を命じないものとされています。しかしながら、勤務時間以外に行われる業務については、時間外勤務を命じられていないとしても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務に従事する時間も含めて管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

1. 教職員の心身の健康保持

時間外在校等時間が長くなると、脳や心臓の疾患などの健康障害のリスクが上昇するとされており、特に発症前1か月間に100時間または2～6か月間に平均で月80時間を超えるとそのリスクが非常に高くなります³。また、極度の長時間勤務が続くと、業務における強い心理的負荷による精神疾患を発症する場合があります⁴。

教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができないだけでなく、子どもたちの学力育成や生徒指導に影響を及ぼす恐れがあります。教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

2. 教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイング⁵を向上させることが重要です。また、教員が自らの人間性や創造性を高め、高い専門性と意欲、能力を最大限発揮できる勤務環境を整備することにより、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようになります。

3. 教職を志す人材の確保

教職を志す学生等にとっても、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場であることは重要なことです。魅力的な職場の中で教職員が生き生きと働いている姿は、多くの教職を志す学生等を引きつけ、教職員として質の高い人材を確保することにつながるため、結果として、子どもたちへのより良い教育の実現につながっていくものであります。

² 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務

³ 厚生労働省「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」

⁴ 厚生労働省「心理的負荷による精神障害の認定基準」

⁵ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念（第4期教育振興基本計画（令和5（2023）年6月16日閣議決定））

II 県教育委員会の取組

1. プランの策定について

(1) プランの位置付け

本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の定めにより、同法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）において定めるものとされている業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）に位置付けるものです。

なお、策定にあたっては、「第2期島根創生計画」（令和7年3月策定）、「島根県教育大綱」（令和7年3月策定）、「しまね教育振興ビジョン 令和7年度—令和11年度」（令和7年3月策定）との整合を図っているほか、国が定める指針⁶に即しています。

(2) プランの取組期間

政府は、令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、本県においては、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4箇年を重点期間として取り組みます。

(3) プランの実施主体と役割

プランの実施にあたっては、サービス監督教育委員会及び学校の管理職が、それぞれ責任と役割をもって共に進めていくことが重要です。

県教育委員会では、県立学校に在籍する教育職員に対してプランの実現に向けた施策が進められるよう取り組むとともに、各市町村教育委員会が作成する実施計画の策定・実施について働きかけや伴走支援に取り組んでいきます。

(4) プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し

プランの進捗状況については、働き方改革推進委員会⁷において取組を確認し、施策の効果や課題を検証するとともに、総合教育会議⁸に報告します。それらの結果を踏まえて、取組の更なる改善を図るほか、必要に応じて、プランの変更（見直し）を行います。

なお、プランを変更したときは、総合教育会議に報告⁹するとともに、遅滞なくホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表します。

⁶ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年9月25日文科科学省告示第百十四号）

⁷ プランの取組状況の確認、その他必要な事項について検討する機関。有識者（大学教員等）、実践研究地域・研究校として重点モデル地域と重点モデル校の管理職、教職員組合の代表、県教育委員会事務局で委員を構成（15名以内）

⁸ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置する会議。知事及び教育委員会をもって構成し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等を行う。

⁹ 給特法第8条第4項により、教育委員会は、毎年度、文科科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとするものとされている。また、給特法第8条第3項により、教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議に報告することとされている。

2. プラン達成に向けた数値目標

(1) プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

プランにおける「勤務時間」とは、「所定の勤務時間」¹⁰に加え、教育職員が校内外において部活動等、自発的な校務にあたる時間を含めた「時間外在校等時間」¹¹を対象とします。所定の勤務時間外に、職務として行う研修や子どもたちの引率等の職務に従事している時間については、職務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算します。

ただし、校内外で自らの判断に基づいて、自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間や、その他業務外の時間及び休憩時間については自己申告に基づき除きます。また、兼職兼業により報酬や手当等を受けて行う週休日等の模試監督や、各種講演講師、部活動の地域展開に係る地域クラブ等に従事した時間は除かれます。

なお、本来、持ち帰り仕事がないことが理想ではありますが、令和6年度の抽出調査により約5割弱の教職員が持ち帰り仕事をしている実態がありました。「持ち帰り仕事」時間については、外形的な整理ができる「時間外在校等時間」と同じレベルで、業務量の適正な管理を図る指標とするのは難しいと考えています。持ち帰り仕事等を行っていた約8割が、勤務時間内には業務が終わらないことを理由としていたことから、在校等時間に行っている業務をいかに減らすかが、持ち帰り仕事を減らす最大の対策となります。

「所定の勤務時間」、「時間外在校等時間」、「持ち帰り仕事の時間」の3つを合わせた「総労働時間」を減らし、子どもたちに向き合う時間や、教育職員がリフレッシュできる時間を生み出せるよう働き方改革を進めていきます。

(2) 具体的な数値目標

① 時間外在校等時間

- ア 全ての教育職員が年間 360 時間以内
- イ 全ての教育職員が1箇月 45 時間以内

② 年次有給休暇の取得日数

- ア 全ての教育職員が年 5 日以上取得
- イ 全ての教育職員の平均取得日数が 17 日以上

③ 働き方に関する意識

- ア 「働きやすい職場である」と回答した教育職員 90%以上
- イ 「教職にやりがいを感じる」と回答した教育職員 90%以上

¹⁰ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第5条第1項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間

¹¹ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条の指針に規定する在校等時間(教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。)から所定の勤務時間を除いた時間

① 時間外在校等時間

ア 全ての教育職員が年間 360 時間以内

イ 全ての教育職員が 1 箇月 45 時間以内

政府は、令和 11 年度までに教育職員の 1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標とし、1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとしています。実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があるとされています。

(イ) 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以内の教育職員の割合 100%

(ロ) 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間 30 時間程度

(ハ) 教育職員の 1 年間時間外在校等時間 360 時間以内

【参考】前プラン目標

月あたりの時間外在校等時間の上限目安 原則月 45 時間（年 360 時間以内）

年 度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
高 等 学 校	月 75.8	月 66.4	月 49.6	年 529	年 554	年 497	年 497
特別支援学校	月 43.5	月 34.5	月 21.5	年 240	年 257	年 215	年 215
(参考) 小中含む 全校種平均時間	月 65.1	月 58.0	月 40.5	年 439	年 437	年 415	年 402

※ H30～R 2 年度は抽出調査で、年間の算出はなし

② 年次有給休暇の取得日数

ア 全ての教育職員が年 5 日以上取得

イ 全ての教育職員の平均取得日数が平均 17 日以上

全教育職員が労働基準法¹²に規定された 5 日以上を取得することを目指すとともに、平均取得日数は、島根県特定事業主行動計画¹³において目標とされた 17 日以上が達成されるよう年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を目指します。

【参考】前プラン目標

年次有給休暇の取得日数

全ての教職員が年 5 日以上取得、全校種の平均 13 日以上取得

暦年	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
年 5 日 以 上 取 得 割 合	87.5%	87.6%	87.0%	89.0%	92.4%	93.2%	92.4%
取 得 日 数	10.1	10.2	9.7	11.6	12.4	13.6	13.5

※ H30～R 2 の数値は抽出調査による

¹² 使用者は、年 10 日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日は時季を定めることにより与えなければならない。

¹³ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性活躍推進法（平成 27 年法律第 64 号）に基づく一体の計画として「すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画—島根県特定事業主行動計画—」を策定（令和 2 年 3 月）。計画期間の終了や法改正を踏まえ、第 2 期計画を策定

③ 働き方に関する意識

ア 「働きやすい職場である」と回答した教育職員 90%以上

イ 「教職にやりがいを感じる」と回答した教育職員 90%以上

長時間勤務の状況を改善することは、喫緊の課題ですが、より本質的には、教育職員がやりがいをもって教職に打ち込むことをどう実現するかが重要です。また、子育てや介護といった様々な事情のある教育職員も働きやすい職場となり、学校を魅力ある職場に改善していくことにより、教職を目指す次世代を育み、さらに熱意のある人材が教育職員となる好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

【参考】前プラン目標

ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合 90%以上 (抽出調査)

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
割合	45.0%	57.0%	64.0%	43.2%	53.7%	58.8%	61.3%	67.1%

3. 県教育委員会が講じる措置

(1) 引き続き講ずる措置

① 人材確保に向けた取組

近年、公立学校の教員配置において、年度当初から欠員が生じる状況が続いており、令和7年度から教員採用試験を5月に早期実施したり、令和4年度から県外現職教員や県内外で過去に正規教員であった者を対象とした特別選考試験を実施するなど、教員確保に向けた取組を進めています。

また、「しまねの先生ナビ¹⁴」を活用した教員の魅力発信等に加え、高校生を対象に教員志望の生徒を育成し、進路実現を支援する「教師塾（島根大学）」、「まなゼミ（島根県立大学）」や、県内大学1、2回生を対象とした5日間の学校体験、連携協定を締結した県外大学2回生を対象とした学校体験の受け入れなど、教員志望者の裾野拡大の取組をあわせて推進しています。

あわせて令和5年度から、若手教員等の日常業務における様々な悩み相談に応じる教員サポーター¹⁵を配置し、サポート体制も整備しています。

② 管理職の育成・支援

県教育委員会に学校経営支援スタッフを配置し、管理職の相談窓口に加え、管理職・教育職員への研修や学校評価・人事評価、学校管理職等育成プログラムを行っています。今後、研修の手引きや学校経営研修に働き方改革に資する組織マネジメント等、プランの視点をより一層取り入れていきます。また、教職員の人事評価において、管理職の学校全体の運営方針も踏まえ、教職員一人ひとりが業務改善等を進める意識を持つような工夫を図ります。

③ 業務改善研修（伴走支援）、実践研究（モデル地域、モデル校）の実施

令和4年度から専門講師の支援・助言を受けながら、働き方改革に関する地域の中核となるリーダー教職員の育成を目指す研修を行ってきました。令和7年度からは

¹⁴ 教員の仕事のやりがいや魅力を発信することを目的とした島根県教員採用情報サイト

¹⁵ 教職員の学習指導や学級経営等の日常業務における様々な悩みについて、相談に応じ、助言等の支援を行うとともに必要に応じて関係機関との連絡調整を行う相談員

専門講師による研修を通じて、各学校の働き方改革の「きっかけ」を創出し、各学校の自走した取組に、伴走支援することを目指しています。

また、業務改善や新たな制度設計に必要な実践研究に取り組む市町村教育委員会・学校を指定したモデル事業を実施しています。具体的なノウハウや成果を分析するとともに、制度の課題点を検証し、制度設計について研究します。

④ 柔軟な働き方、時代の変化に応じた環境整備

県立学校においては、令和7年度より育児又は介護のための早出遅出勤務制度の改正、及び時差出勤勤務を導入しました。また、令和7年度にはモデル校において在宅勤務制度の実践研究を行っており、その結果を踏まえ、県立学校の導入に向けた検討を行います。今後も柔軟な働き方、時代の変化に応じた環境整備に向けて研究を行っていきます。

⑤ 調査・配付文書等の削減・簡素化等

県教育委員会による市町村教育委員会や学校への調査・照会等について、これまで調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫により複数の調査の一元化や調査手法の簡略化を行ってきました。今後も定期的に点検を行い、学校に求める作業の軽減に努めます。また、これまで主に市町村教育委員会の管理者アドレス宛に送っていた添付ファイル付きのメールを、ファイル共有システムへの移行を検証し、市町村教育委員会及び教職員の事務負担の軽減を図ります。

⑥ 業務の平準化に関する好事例の収集・横展開

平成30年度以降、各学校における業務効率化に向けた取組事例をまとめた島根県版「学校業務改善事例集」、「各学校の業務改善実践紹介」を作成してきました。今後も、各市町村教育委員会及び各学校と連携・協働しながら好事例の収集・横展開を図っていきます。

⑦ 保護者・地域に向けての周知と広報

これまで「学校・教師が担う業務の3分類」や「共同メッセージ¹⁶」の内容を広く県民に広報、啓発してきました。引き続き、教員採用広報や「しまねの先生ナビ」、県の広報媒体（広報誌、テレビ、新聞）を利用して、保護者や地域の皆様へ理解と周知を図っていきます。



¹⁶ 県及び全19市町村の教育長が、保護者・地域の皆さまにお願いしたいことを具体的にまとめ「共同メッセージ」として採択・発表（令和5年12月）。続編として、理解と協力に感謝を示すと共に、一層の協力を求める「共同メッセージ」を再度発表（令和7年2月）

(2) 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組

① 外部サポート人材の配置

ア 学校アシスタント（教員業務支援員¹⁷）等

教育職員に代わり事務的業務等を行う学校アシスタントが担える業務は、以下のように多岐にわたります。また、令和7年度からは副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、教頭のマネジメント等に係る業務を専門的に支援する副校長・教頭マネジメント支援員の配置も行っています。また、施設機械警備、寄宿舍業務を担当する人材（舎監、炊事員等）や、農場管理を担当する人材を含めた効果的な配置を引き続き検討していきます。

＜学校アシスタントが担える業務の一例＞

- ・ 文書・資料の収受・発送、収発する文書等の点検/整理
- ・ 出納簿整理、銀行用務、決算書類等の作成
- ・ 消耗品・備品の発注・管理、物品の台帳作成・管理
- ・ 電話・来客対応
- ・ メール受付、ホームページの更新、掲載データ・写真の準備
- ・ 保健室サポート、掲示物の管理、環境美化
- ・ 教務・時間割関係、調査・照会対応、図書・蔵書点検等
- ・ 給食配膳・片付け等、校内施設、火器点検

イ 部活動指導員等

将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、部活動における教育職員の負担を軽減するために「部活動指導員¹⁸」、「地域連携指導員¹⁹」、「地域指導者²⁰」を県立学校へ配置しています。引き続き効果的な配置を検討していきます。

ウ その他専門人材

家庭への支援として各種奨学金や就学援助制度を周知する等の取組を行っていますが、学校だけでは対応が難しい事例が多く、社会福祉の視点からの支援の必要性が高まっているため、学校・福祉連携推進教員²¹の活用やスクールカウンセラー²²、スクールソーシャルワーカー²³を含めた校内の組織体制が必要になります。

さらに、近年学校に対する過度の要求やクレームなどが問題となっていることから、弁護士に県教育委員会のスクールロイヤー²⁴を委託し、法律の専門家から困難

¹⁷ 教員が児童生徒と向き合う本来の業務に専念できる環境を整えることを目的として、授業プリントの印刷・仕分け、学校案内・広報誌の制作、ホームページの管理、授業準備の補助、採点業務補助などの教員以外でもできる事務作業等の業務を専門的に行う職員

¹⁸ 中学校、県立学校において、校長の監督を受け、部活動の顧問の役割を担い、単独で技術指導や大会等への引率を行うことができる会計年度任用職員

¹⁹ 単独で技術指導を行い、大会等の引率は部活動の顧問と協力して行うことができる会計年度任用職員（単独での引率も可能）

²⁰ 部活動の顧問とともに技術指導を行う有償ボランティア（引率業務は行わない）

²¹ 島根県内の県立学校4校に配置され、管内の県立学校等からの相談を受け、学校と福祉の連携を推進する教員

²² いじめや不登校、家庭環境などの悩みに寄り添い、心理学の専門知識を活かして児童・生徒等の心のケアを行う心理の専門家

²³ 社会福祉の専門的な知識、技術を活用して、子どもたちを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域をつなぎ、子どもたちや保護者への必要な支援を行う専門家

²⁴ 学校を取り巻く問題に関して、法的側面から助言を行う弁護士

事案に対する助言をもらう取組を行っています。引き続き学校の負担軽減につながる施策を検討していきます。

② 外部委託に向けた取組

県教育委員会では、これまで以下の業務等の外部委託を進めてきました。

- ・ 清掃、環境整備等
- ・ 施設整備、消防設備の保守点検等

上記以外にも、教員以外が積極的に参画すべき業務は多岐に渡るものの、依然多くの業務を教員が行っている現状もあります。ALT（外国語指導助手）の派遣や、日本語を母国語としない保護者宛の文書等の翻訳、及び面談時の通訳を外部委託するなど、教員が担う必要のない業務等を外部へ委託するため、引き続き国へ要望するなど必要な予算の確保に努めていきます。

③ 校務DXの推進

校務支援システム²⁵については、システム更新時にセキュリティ対策を強化した上でクラウド化を実現することで、次世代の校務支援システムを起点とした教務・保健・学籍等の従来業務の見直しや、データの一元的な管理、校内及び保護者とのデジタルツールを活用した情報共有等により、さらなる業務の負担軽減と効率化を図ります²⁶。

また、高等学校においては入学者選抜におけるインターネットを活用した出願システムや、デジタル採点システムの導入により、教員の負担軽減を図ってきました。引き続き負担軽減に資する時間割作成ソフトや教材提供を行うソフト等の導入など研究を行います。併せて、教員のICT環境の利活用に関する啓発や研修の実施、運用ルールや体制の整備について計画的に行っていきます。

(3) 県立学校における教職員の働き方改革を進めるための具体的な取組

～ 将来にわたり持続可能な学校をつくる10の提案 ～

県教育委員会では、教職員の働き方改革を進めるための具体的な取組を提案します。各県立学校においては、次の10の提案のうちから、各校の実情に応じて全部又は一部を選択して実施することとします。

① 学校の経営方針、評価・育成シートへの盛り込み【必須】

ア 学校経営方針など各校の基本的な方針に、本プランの内容を含める。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

イ 管理職の評価・育成シートの「自己目標」欄、その他教育職員の自己目標評価シートの「学校運営」欄に業務改善の内容を盛り込む。

② 定時退勤日、最終退勤時刻の設定【必須】

ア 週に1日程度は、全教職員一斉、又は個別に定時に退勤する日を設ける。

イ 各学校の実情に応じて、概ね19時前後までを最終退勤時間として設定する。

²⁵ 学籍管理、成績管理、出欠管理、保健管理等学校運営全般に係る業務を効率化し、教職員の負担軽減に寄与するシステム

²⁶ GIGAスクール構想の進展に伴い、閉域ネットワーク内に設置されている校務支援システムをクラウド化して、校務支援システムと学習系システムを連携させ、校務データと学習データを横断的に分析・利活用することにより、更なる働き方改革の推進と教育の高度化が期待される。

③ 時差出勤制度の活用

部活動や児童生徒への個別の対応など、あらかじめ放課後の時間外の勤務が見込まれる場合は、遅出勤務（授業期間は上限 60 分）を認めることにより、できるだけ勤務時間内に業務を行うように勤務時間を変更する。

④ 部活動による長時間勤務の削減

ア 休養日、活動時間を「部活動の在り方に関する方針（令和 6 年 2 月改訂）²⁷」で定める基準に適合したものとする。

イ 顧問の複数配置や部活動指導員等の配置により、土日の両日とも部活動を行う場合などには、危機管理に関して他の部活動との連携を図った上で、複数の顧問（部活動指導員等を含む）が交代で行うことにより、土日のどちらかは休めるようにする。平日の指導についても同様に、複数の顧問が交代することにより、他の校務に係る時間の確保や業務負担の削減に努める。

また、大会主催者においては、大会関係者が休日確保できるよう日程について配慮をする。

（例）金土日開催 → 木金土開催など

ウ 部員数が大会参加人数を下回り、その後も部員数の回復が見込めない場合は、生徒・保護者・その他関係者の理解を得つつ、部活動の募集停止を検討するなど、各学校の教育職員数に応じた部活動数の適正化を図る。

（適正な部活動数の目安）顧問に配置できる教育職員数（管理職・主幹教諭・養護教諭・事務職員を除く職員）の半分以下

⑤ 職員朝礼の回数削減、SHRの時間設定等の工夫

ア 教職員への事務連絡等は、職員朝礼によらず、できるだけ校務支援システムや職員ポータルサイトのチャットを使用するなどし、時差出勤制度を利用しやすくする。

イ SHRの設定を1時間目の前に拘らず、2時間目以降の間や、昼食休憩時に設定するなど、児童生徒・教職員とも朝の時間にゆとりを持てるよう工夫する。

⑥ 学校行事や各任意団体における研究大会等の見直し

ア 各学校行事の目的や意義を改めて確認した上で、これまで慣例に基づくものや目的が重なる学校行事については積極的に統合を図るなどスクラップ&ビルドを検討する。

（例）球技大会と地区高体連、体育祭など

イ 職種や教科等の各任意団体においては、行事や研究大会等の在り方、運営方法について、形骸化・儀礼化しないよう教師としての資質向上に真に効果的なものとなるよう見直す。

（例）研究大会の内容、日程など、大会の開催回数、規模の縮小など

⑦ 教材の共有、校務DX

ア クラウドや校内ネットワークを活用し、教材や指導案の共有を推進する。

イ 教育用動画サービスの活用、各種教育コンテンツの活用により教材作成に係る負担の軽減を図る。

ウ 分掌業務の中の一部を、DXにより削減できるものがないか検討する。

（例）時間割作成・変更ソフト、教育ソフトの導入研究など

²⁷ 県教育委員会は、国が策定したガイドライン等を踏まえ平成 31 年 2 月に「部活動の在り方に関する方針」を策定。その後、令和 4 年 12 月に国のガイドラインの改訂を受け、令和 6 年 2 月に改訂

⑧ 2学期制の導入、定期試験の回数削減、学習の総括的評価（通知表作成）の回数削減

ア 2学期制を導入することにより、学習評価に係る業務の削減と始業式、終業式等学校行事の回数削減を図る。

（例）定期考査実施時期6、9、11、2月、長期休業期間は現状通り

イ 2学期制の導入に当たっては、教育委員会に申請の上、承認を得る。

【島根県高等学校規程第5条第2項、島根県立特別支援学校規程第4条第3項】

ウ 単元テストの導入により、定期試験の回数削減・廃止を検討する。

⑨ 特別休業日の設定

ア 各学校の実情に応じて、特別休業日の柔軟な設定を検討する。

イ 2学期制を導入した場合、前期終了後に特別休業日（秋季休業）を設けることにより、教員の年休取得の推進や校務処理等の時間を確保する。

【島根県高等学校規程第6条第2項、島根県立特別支援学校規程第5条第2項】

校長は、（中略）あらかじめ特別休業日届（様式第1号）により教育委員会に届け出ることにより、1年間を通じて10日以内の休業日を定めることができる。

⑩ 在宅勤務制度の試行

ア 令和8年度に対象校を拡大して試行を行う予定

イ オンライン研修の参加時や、長期休業中などに在宅勤務制度を活用することにより、「働きやすさ」と「働きがい」の向上を図る。

4. 各学校での取組

勤務時間管理は法制上、服務監督教育委員会及び管理職に求められている責務²⁸であり、服務監督教育委員会は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令に則り、各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備、制度の周知理解等を徹底し、教職員の心身の健康を損なうことがないよう注意する安全配慮義務²⁹があります。

県教育委員会においても、各県立学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等時間が、特に長時間となっている教育職員が在籍する学校へヒアリングを実施する等、個別のアプローチを図っていくこと等を通じて管理職による上記の取組の着実な実施につなげていきます。

(1) 管理職の取組

① 各学校の基本的な方針及び学校評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条より、学校運営協議会の承認を得ることになっている学校の基本的な方針として、教育課程の編成、教育委員会規則で定める事項に加え、服務監督教育委員会が策定した実施計画の内容を含める必要があります。

また、学校教育法第42条により、各学校は教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、改善を図るために必要な措置を講じ、教育水準の向上に努めることとされていますが、当該措置により業務量が増加し、教職員の多忙化に影響することのないよう実施計画に適合することが求められます。

²⁸ 学校教育法第37条第4項に校長の職務を規定

²⁹ 最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁、最三小判平成23年7月12日集民第237号179頁

② 所属職員の勤務時間・業務管理

教職員（寄宿舎指導員及び水産練習船に乗り組む教職員を除く。）の勤務時間の割振りは、4週間ごとの期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように校長が割り振ることとなっています。また、1日の勤務時間が7時間45分の場合、校長は45分以上1時間以内の休憩時間を、勤務時間の中途に置かなければならないこととなっています³⁰。さらに、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければなりません。

ア 勤務時間の適正化

校長は、服務監督教育委員会とともに、教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における業務の平準化に向けた分担の見直し、必要な体制づくりを行い、健康管理に取り組む必要があります。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員に対しては、現状を確認した上で、実感できる形で働き方を改善していくための具体的な手立てを最優先で講じることが求められます³¹。

例えば、部活動や放課後補習授業等で平日の勤務時間外に校務に従事することが明らかな場合や、終業から始業までに一定時間（11時間）以上の継続した休息时间（勤務間インターバル）を確実に確保する場合に、時差出勤勤務制度³²を利用するなどして、勤務時間の適正化を図ることが求められます。

イ 部活動の適切な休養日・活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある子どもたちが学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動の在り方に関する方針（令和6年2月改訂）において適切な休養日・活動時間を設定し、中学校、高等学校それぞれの基準³³を定めています。

³⁰ 職員の勤務時間に関する規程（平成4年7月17日教委訓令第5号）、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年3月26日島根県条例第7号）

³¹ 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（令和6年8月中央教育審議会）

³² 職員の勤務時間に関する規程第3条に基づき、校長が勤務時間を割り振ることができる。使用目的は、授業を行う期間については「子育て又は介護によるもの、管理職が業務上必要と認めるもの」、長期休業期間については「柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランスの推進」も追加

³³ <中学校>

① 学期中の休養日

週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日に少なくとも1日以上、かつ土曜日及び日曜日に少なくとも1日以上を休養日とする。）

② 学期中の活動時間

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。

③ 長期休業中の休養日・活動時間

休養日の設定は学期中と同じ、活動時間の設定は学期中の週休日と同じ
<高等学校>

① 学期中の休養日

週当たり1日以上以上の休養日を設ける。

② 学期中の活動時間

1日の活動時間は、平日では長くとも3時間程度、学校の休業日は長くとも4時間程度とする。

③ 長期休業中の休養日・活動時間

休養日の設定は学期中と同じ、活動時間の設定は学期中の週休日と同じ

中学校、高等学校の教育職員においても部活動指導が長時間勤務の一因となっていることから、単独での指導が可能な部活動指導員や地域連携指導員がいる時間帯には教育職員は部活動を休む、複数人で指導に当たっている場合には一人で指導することを基本とするなど、指導体制の抜本的な見直しが求められます。

ウ 学校閉庁日³⁴、定時退勤日等の設定

県教育委員会は、夏季休業期間中にまとまった学校閉庁日を設定し、週休日の振替等をするほか、教職員に有給休暇の取得を促しています。各学校においては「定時退勤日」や「最終退勤時刻」を設定し、会議や研修、部活動のない日を各学校で設けることが考えられます。校内で一斉の実施が難しい場合は、学年部単位や自己申告制の「定時退勤日」等の設定も可能です。

エ ヘルスケア対策

過重労働による健康障害を防ぐために、特に時間外在校等時間が月あたり 80 時間を超える長時間勤務を行う等、校長が必要と認めた教職員（管理職を含む）には、産業医（学校管理医）による面接指導を強く勧奨し³⁵、脳や心臓及び精神の疾患などの発症予防に努める必要があります。

県教育委員会では、面接指導が受けやすい環境となるよう各種会議や研修、保健師による学校訪問等で働きかけを行います。学校においても教職員が安心してストレスチェックを実施できるよう配慮するとともに、受検後の集団分析結果を参考に、必要な職場環境改善に取り組む必要があります。

(2) 校内の取組

① 働きやすい職場を作るための組織づくり

業務にあたっては協働の観点を取り入れ、周りの教職員や支援スタッフと積極的にコミュニケーションを図り、業務を分担³⁶していくことが大切です。自分と周囲の状況を共有することで、気軽に声を掛け合える風通しの良い職場になり、チームワークの向上とともに学校全体として業務改善が期待できます。

また、本県ではしまね教育振興ビジョンの中でこども基本法の理念³⁷を踏まえ、子どもの人権が尊重される教育を行うことが重要であるとしています。そのためにも子

³⁴ 連続した年次有給休暇等の取得促進等により学校における教育活動を原則的に行わないこととする日

³⁵ 所属長は教職員が長時間に及ぶ労働を行った場合、当該所属の産業医又は学校管理医による面接指導を行わなければならない。（島根県教育委員会教職員の過重労働による健康障害防止のための総合対策実施要綱第5条）

学校長は時間外労働時間に関わらず学校長が必要と認め、学校管理医も必要と認めた者には、学校管理医による面接指導を受けさせなければならない。（島根県立学校教育職員の長時間労働者面接指導実施要領第5条）

³⁶ 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」中央教育審議会答申（平成27年12月）

³⁷ こども基本法（令和四年法律第七十七号）（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的権利が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

子どもたちのロールモデルとして、まずは教職員間で人権意識が浸透した教育環境づくりが欠かせません。

ア 教職員同士のサポート体制の整備

男性職員の育児休業³⁸をはじめ、子育てや介護など互いに休暇等が取りやすい雰囲気、支援体制を構築しておく必要があります。そのためにも、複数担任制の導入を検討したり、各主任等を中心としたサポート体制を構築しておくこと、個人の業務を「見える化」して他者とデータの共有化等を図ることが必要です。

イ 業務の効率化

業務の効率化については、学校裁量でできることも多くあり、文書等決裁や意思決定のルートの省力化・効率化や、校内人事の刷新等により各学校における「こうでなければならない。」という組織風土、固定観念を定期的にはほぐしていくことも、働き方改革を進める上で大切な観点になります。

また、チャットツールなどを利用して会議の業務効率化を図り、生まれた余白時間で、教職員同士の対話の時間にするなど、コミュニケーションの充実、同僚性の向上を図る取組も行われています。

ウ 職員室の環境

職員室の机やファイルの保管棚等のレイアウトを改善することにより、学校全体の業務効率の改善につながります。整理・整頓を行うことで、ものを探す時間が削減でき、業務の効率が大幅に上がります。これにより、教職員のスキルアップや協働性と創造性の向上を図ることができます。

② タイムマネジメントに関する意識醸成と業務管理

教職員一人ひとりの業務が多様化・複雑化しており、効率的に時間を活用すること（タイムマネジメント）の重要性が増しています。タイムマネジメントを進めるためには、自分の業務を整理し、分析することが効果的です。

例えば、子ども間のトラブルなど緊急性も重要性も高い事案は自分自身のコントロールができない業務ですが、緊急性は低いものの重要性が高い業務であれば「いつまでに」「何を」「どこまで」やっておけばよいか、事前に計画して取り組むことで効率化が期待できます。また、緊急性、重要性ともに低い業務があれば、それを見直すことで業務改善が期待できます。

③ 健康管理

ア 心の健康

心の健康を維持・管理するためには、定期的なストレスチェック（心の健康支援システム）³⁹の実施や、いつもと違うと感じた際には、自主的にストレスチェック

四 全ての子どもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

³⁸ 島根県特定事業主行動計画における男性職員の育児休業の取得目標「2週間以上取得した割合85%」

³⁹ 教職員は精神疾患等の治療中、育児休業中など特別な事情がない限り、ストレスチェックを積極的に受け、自身の心の健康保持増進に努めること。（島根県教職員衛生管理規程第43条）

を実施し、自身のストレス状態や心の健康度を把握するよう心がけましょう。業務上の悩みや不安等が小さいうちに、身近な管理職や教員サポーター、島根県教職員健康管理センターの保健師、臨床心理士等による巡回相談等、各種相談先に相談しましょう。

なお、県立学校の教職員については、ストレスチェックをいつでも利用することができます。

イ 身体 の 健康

身体 の健康を維持するために、定期健康診断（人間ドック）を必ず受診し、自身の健康状態を確認しましょう。また、身体の不調を感じたときは、かかりつけ医を受診し、疾病の早期発見を心がけましょう。

また、健康診断の結果、「要治療」、「要精密検査」と判定された場合は、速やかに受診しましょう。受診に際しては、職務専念義務の免除が適用されます。

III 市町村教育委員会への指導、助言その他援助

県教育委員会は、令和6年度に県と市町村の教育長が共に小中学校を訪問して管理職との意見交換を行い、各学校で実践されている取組・業務改善の事例を共有しました。また、令和7年度にも市町村教育委員会を訪問し、各市町村の取組を把握するとともに、小中学校を訪問し、年間授業時数の見直しや業務削減など管理職への改革意識の醸成を行う取組を行っています。

国の指針において、県教育委員会は市町村教育委員会に対し、実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めることとされています（給特法第8条第5項）。特に、市町村教育委員会が指針に即した実施計画の策定に困難を抱えている場合や、実施計画の実施状況が著しく不十分な場合など、市町村教育委員会が実施計画の策定・公表などに関し、法律上の義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、県教育委員会は、積極的に指導・助言等を行うものとされています。

1. 市町村教育委員会に講ずることが期待される措置

(1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

市町村立学校における教職員の働き方改革を推進するにあたっては、各市町村教育委員会において実施計画の策定等、目標達成に向けた独自の取組を着実に進めていくことが求められます。

県教育委員会は、各市町村教育委員会の実施計画の円滑な遂行に向けて、連携、必要な支援、及び情報提供を行っていきます。

(2) 教育課程等の見直し

① 標準授業時数

(学校教育法施行規則に定める小中学校の標準授業時数)

※ 1単位時間：小学校45分、中学校50分

校種	小学校				中学校
	1年	2年	3年	4年以上	1～3年
年間時数	850	910	980	1,015	1,015

子どもたちの負担に配慮した上で、標準授業時数を上回った教育課程を編成・実施することは可能ですが、標準授業時数を大幅に上回る（年間、小学校1年で956単位時間以上、小学校2年で1,016単位時間以上、小学校3年で1,051単位時間以上、小学校4年以降1,086単位時間以上）教育課程を編成している学校は、見直すことを前提に点検を行い、教育活動の工夫・改善等により、指導体制に見合った適切な教育課程となるよう改善を図る必要があります。また、所管する教育委員会は改善が適切に行われるよう、速やかに指導・助言を行うことが求められます。

なお、年度当初の計画段階から標準授業時数を下回って教育課程を編成することは適当ではありませんが、非常変災等の不測の事態により当該授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではありません。

② 年間最低授業週数や週当たりの授業時数

国が定める年間の標準授業時数の1,015単位時間を35週にわたって実施することを前提に、週当たり29単位時間の授業を行う必要があるとの認識が学校には根強くみられます。

しかし、実際には年間の授業日数は200日程度(40週)が一般的であり、年間の授業週数について、35週以上であれば上限はなく、各学校で40週等の設定が可能です。このため、週当たり28単位時間以下に見直す方針の学校もあります。

また、全国には年間を通じた業務の平準化のため、地域の実情に応じて通学バスや放課後児童クラブ等の関係機関と連携・協力を図りながら、夏季休業期間の短縮等により授業日数を増加させることで週当たりの単位時間数を抑えて、子どもたち、教員双方の負担軽減に取り組んでいる教育委員会もあります。

③ 通知表

2学期制の導入や、3学期制を維持しながら通知表の作成回数を年2回(9月末と3月末)とする取組を行っている学校が増えています。これにより、成績処理や通知表作成の負担が軽減し、子どもたちに向き合う時間の確保につながった、また、子どもたちの成長を長いスパンで見ることができ、適切な評価につながった、という声があります。

一方で、子どもたちや保護者に評価を伝える機会が減るのではないかとの懸念もありましたが、休業期間前に保護者面談を行い、子どもの学習面や生活面の様子を直接伝えるなど、各学校で工夫がなされています。

(3) 時代の変化に応じた勤務制度設計、学校閉庁日の設定

学校においても多様な働き方に対応した制度の導入が求められています。各市町村教育委員会においては、育児や介護に係る休暇・勤務制度、時差出勤勤務等を積極的に導入するなど、子育てや介護世代の教職員にとっても働きやすい環境を整えていく必要があります。また、多くの市町村教育委員会で、夏季休業期間中に学校閉庁日が導入されています。引き続き、柔軟な働き方を推進するための環境を整えていくことが求められます。

2. 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組

国の指針において、実施計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法は、各教育委員会が地域の実情に応じて決めるものであり、3分類の全てについて規定することは要しないものとされています。服務監督教育委員会は、それぞれの地域において、優先的に対応するものから実施計画に反映すること、学校においては学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行うこととされています。

なお、給特法の対象となっていない学校栄養職員、市町村立学校事務職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定⁴⁰」を締結した上で、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用されることに充分留意の上、多くが1人配置校であることを踏まえ、過重負担にならないよう配慮が必要です。

⁴⁰「時間外・休日労働に関する協定」労働基準法第36条に基づき、法定労働時間を超える残業や休日労働をさせる場合に、労使間で締結し労働基準監督署へ届け出る必要のある書面

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校**ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



出典：文部科学省 業務量管理・健康確保措置実施計画（働き方改革に関する計画）「学校と教師の業務の3分類」について

(1) 外部サポート人材

① スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）等

県教育委員会では、スクール・サポート・スタッフの単独又は複数校兼務による全校配置を推奨してきました。前述したように教員業務支援員へ依頼できる業務は、授業準備や事務、HPへの記事の掲載やICT機器の管理に関することから、給食の準備・片付け支援、学校行事の準備、休憩時間の見守り、健康観察の取りまとめ等多岐にわたります。

市町村教育委員会においては、副校長・教頭マネジメント支援員も含めた効果的な配置について引き続き検討をお願いします。

② 部活動指導員等

子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、公立中学校の部活動における教員の負担を軽減するために、市町村教育委員会は、専門性や資質を有する部活動指導員等の指導者の確保、配置・育成について引き続き検討をお願いします。

③ 地域学校協働活動推進員

市町村教育委員会が実施する「学校支援」（「学校における働き方改革」を踏まえた活動）における地域ボランティアとの調整など、地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動については、地域学校協働活動推進員が中心となって行うこととしています。

④ その他専門人材

障がいのある子どもや不登校の子ども、日本語指導が必要な子ども、経済的な困窮等、困難な状況にある子ども・家庭への対応は、学校のみならず関係機関と緊密な連携を図っていく必要があります。

学校内の居場所である校内教育支援センターや学校外の居場所である教育支援センターの充実とともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、日本語指導に係る支援員等の配置について引き続き検討をお願いします。

(2) 外部委託に向けた取組

日本語を母国語としない保護者宛の文書等の翻訳や、面談時の通訳などを外部委託にするなどの取組を進めてきました。しかし、多くの市町村立学校では依然として、教職員が施錠点検や鍵の開錠・施錠を担っている現状があることから、機械警備の導入など、一層の外部委託について検討をお願いします。

＜外部に委託したいが教職員が担っている業務の一例＞

- ・ 校舎開錠・施錠、プール管理、プール清掃
- ・ 校舎・職員室の清掃、ワックス塗布
- ・ 花壇・菜園管理、草刈り、剪定、冷暖房設備点検・清掃、除雪作業

(3) 校務DXの推進

これまで県及び市町村教育委員会教育長を構成員とする島根県GIGAスクール構想推進協議会を設置し、児童生徒の一人一台端末の共同調達、県域での次世代校務DX環境の整備について検討を行ってきました。県教育委員会では、引き続き県域での校務支援システムの共同調達や汎用クラウドツールの共同利用による環境統一等について検討を進め、教職員の異動時の負担軽減やデータ利活用の推進を図ります。

また、一部市町村教育委員会では、デジタル採点システムを導入し、教職員の負担軽減に大きな効果を上げているところもあることから、他の市町村教育委員会においても、校務DXにつながるシステム導入について検討をお願いします。

(4) 事務処理の効率化及び相互支援

学校給食費、その他学校徴収金が公会計化⁴¹されていない市町村教育委員会においては、公会計化の検討を行うとともに、その徴収及び管理は学校以外が行うことが求められます。また、事務処理の効率化及び質の向上、並びに事務職員間の相互支援のため、共同学校事務室の設置に向けた検討をお願いします。

(5) 部活動の地域展開等の推進

島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針（令和8年1月改訂）において、基本的な考え方⁴²を定めています。各市町村教育委員会においては、地域の実情を踏まえ、まずは、休日における部活動を地域クラブ活動へ展開することについて検討が期待されます。

国は、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進しており、地域クラブの活動費や推進体制の整備など中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費の補助や、地方公共団体への伴走支援などを実施する予定です。

⁴¹ 地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること

⁴² 休日における全ての部活動を対象とし、地域のスポーツ・文化芸術団体等による活動（地域クラブ活動）への展開（〔地域展開型〕）を検討する。その上で、活動の受け皿の確保、費用負担、指導者の確保といった諸課題の解決が難しい場合、部活動への地域の指導者の配置、複数校による合同部活動の実施（〔地域連携型〕等、地域の実情に応じて様々な形の体制構築、活動機会の確保を検討し、地域における子どもたちの多様な活動の場として整備を進める。なお、部活動によっては、これまでどおりの活動が当面継続できる見通しがある場合、展開や体制変更をしないこともあり得る。

参考資料

- (1) 教職員の時間外在校等時間に関する調査結果

(島根県 HP 教育委員会学校企画課)

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kyousyokuin/hatarakikata/hatarakikata_data/kyousyokuin_hatarakikata_data.html



- (2) 教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査結果

(島根県 HP 教育委員会学校企画課)

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kyousyokuin/hatarakikata/hatarakikata_data/kyousyokuin_hatarakikata_data.html



- (3) すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画

(島根県特定事業主行動計画 (第2期)) (島根県 HP 総務部人事課)

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/kosodate/tokutei_keikaku/



誰もが、誰かの、
たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた「つながる力」は、
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県

[作成]

島根県教育庁

学校企画課働き方改革推進室

Tel : 0852-22-5763

Mail: hatarakikata@pref.shimane.lg.jp

[発行日]

令和8年3月26日